

## 御殿場市子ども・子育て会議設置条例

平成25年12月10日

条例第45号

## (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、御殿場市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

## (組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係団体の代表
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 知識と経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募による者

## (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

## (庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、市長の定める部課において処理する。

## (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年2月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(任期の特例)

- 3 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 4 この条例の施行後最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例の一部改正)

- 5 御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例（昭和31年御殿場市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中

次世代育成支援対策行動計画策定委員会委員	日額 6,700
障害児等保育の実施審査委員会委員長	日額 7,200

」を

次世代育成支援対策行動計画策定委員会委員	日額 6,700
子ども・子育て会議会長	日額 7,200
子ども・子育て会議委員	日額 6,700
障害児等保育の実施審査委員会委員長	日額 7,200

」に

改める。

## 【参考】

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
  - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
  - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
  - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に  
関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
  - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項  
は、市町村の条例で定める。
- 4～5 【略】